

標識の掲示

開発行為の許可を受けて工事に着手するときは、工事期間中次の様式による標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲示してください。

なお、規模の大きな開発の場合は、数箇所に掲示してください。

90 cm		80 cm	
開発許可標識	世田谷区許可番号		世田谷区第一開発行為許可 第 号
	許 可 年 月 日		平 成 年 月 日
工 事 予 定 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積			
許可を受けた者の住所氏名	電話 ()		
工事施行者の住所氏名	電話 ()		
設 計 者 氏 名			
工事現場管理者氏名	連絡 場所 電話 ()		
この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、世田谷区生活拠点整備担当部拠点整備第一課に備えてある開発登録簿をご覧ください。			

中間検査

擁壁築造工事がある場合は、完了検査のみでは配筋や基礎の状況がわかりませんので、必ず中間検査を受けてください。

基礎地盤の確認段階

配筋工事の段階